

～みんなが主役～

参加しよう 協働のまち

愛川



- 愛川町に住み、働き、学ぶすべての人々が、地域のことを自ら考え、行動し、豊かで活力ある住みよい町をみんなで共に力を合わせてつくっていくための大切な仕組みとして、「自治基本条例」を制定しています。（平成16年9月1日施行）
- この条例は、「住民参加」と「情報共有」をキーワードに掲げています。これは、新しい時代の自治を運営するには、誰もが町政に対して意見を述べる機会を条例で保障し、町民みなさんと町議会、そして町の執行機関の三者による協働、すなわち真のパートナーシップを確立することが何よりも大事であるからです。
- この条例のポイントは、住民参加のさまざまな具体的制度を共通ルール化し、町民みなさんに町政へ積極的に参加していただけるような仕組みとなっていることです。

愛川町自治基本条例のあらまし

この条例を制定した理由は？

地方分権の進展により、国と地方は対等の関係となり、地方自治体の役割と責任が増大しました。また、町民みなさんの町政への関心や参加意識が高まるなか、地域の主役である町民の声を町政に反映していこうという動きが活発化しています。

そこで、町民みなさんと共によりよい町政運営を進めるためには、愛川町の自治に関する基本的事項と住民参加の具体的な制度を条例で分かりやすく定める必要があったからです。



- ## 基本原則
- 参加の原則
町の政策などの立案・実施・評価の各過程に町民みなさんの参加を得ながら進めます。
 - 情報共有の原則
町民、町議会、行政の三者が相互に情報を共有しながら進めます。
 - 住民参加に関する制度の共通ルール化
住民参加に関する各種の制度を共通したルールのもとに進めます。

町民参加推進会議

住民参加による町政運営が適切に行われているかを検証する機関。また、必要に応じて制度の見直しも検討します。



検証結果の公表

改善事項の提言
検証結果の報告

- 審議会等の会議の傍聴、審議会等へ公募委員として参加
- 町が定める政策などの案に対する意見の提出（パブリック・コメント）など

積極的な情報公開・分かりやすい情報提供と個人情報の保護

条例・予算・決算などの議決、町政運営の監視、政策提案権の充実

条例・予算・決算など議案の提出

会議の公開や議会活動情報の提供

請願・陳情、議会傍聴など



住民参加と情報共有のための各種制度

① 審議会等の会議の公開（傍聴）

審議会等の会議を原則公開し、会議日程などを事前にお知らせしています。そして、当日の傍聴をはじめ、一定の期間において会議録や会議資料を公表しています。

＜公開しない会議＞

- ・法令や条例に非公開とする規定がある場合
- ・個人情報などの非公開情報について審議する場合など

② 審議会等へ公募委員として参加

審議会等への公募委員の登用について制度化しています。公募しようとする審議会等の設置目的、募集人員、応募方法その他必要な事項は町広報紙やホームページでお知らせします。

＜公募委員の資格＞

- ・町民、事業者、在勤・在学者など
 - ・本町の他の公募委員を兼ねていない方
- ＜公募の対象外となる審議会等＞
- ・法令で委員の資格要件が定められている会議
 - ・個人情報などを扱う会議
 - ・専門的知識が要求される会議など

③ パブリック・コメント手続

基本的な条例や計画又は主要な施設をつくらうとする場合、案の段階で公表し、町民みなさんから意見を聴いて、これらの意見を踏まえて最終的な決定を行っています。そして、寄せられた意見に対する町の考え方をはじめ、意見に基づいて修正した箇所や修正しなかったときはその理由などをお知らせしています。

＜意見募集期間＞

まず予告を行ってから案を公表します。その期間は案の公表の日から最低20日以上、予告の日から最低30日以上確保しています。

④ 町民公益活動の支援

複雑多様化する町民ニーズに対して、行政だけで対応するには限界が生じてきています。そこで、町と住民活動団体が良きパートナーとして対等の立場で連携し、住民活動団体が活躍できる環境を整えるため、町民公益活動を目的とする団体へ支援を行っています。

＜町民公益活動とは＞

町民みなさんが自主的・自立的に行う非営利で、公共の利益に寄与する活動です。

＜町民公益活動を行う団体への支援項目＞

- 【財政的支援】補助金の交付などを必要に応じて予算の範囲内で行っています。
- 【環境の整備】活動拠点の提供、備品の貸出し、消耗品の供与、情報の提供など（あいかわ町民活動サポートセンターの運営）

⑤ 住民投票制度の導入

町の極めて重要な事項について、町民の意思を直接確認するため、必要に応じて住民投票制度を設けることができることとなっています。どんな事項について住民投票を実施するかは、その重要性や町民生活への影響、町民みなさんへの情報提供が十分にされているかなどを総合的に検討し、最終的に町議会の議決を経て実施します。

また、住民投票の実施にまで至らないような案件については、町民アンケートなどによる意向調査も必要に応じて実施し、町民みなさんの意見を尊重していきます。

⑥ まちづくりの支援

「まちづくり」とは、地域の物的環境整備、すなわち土地利用・開発・町並み景観などの都市計画的な要素に加え、農地や周辺環境の保全、生活マナーの遵守といった日常生活に密着した要素まで含んだ町民みなさんの住環境を良くしたり、守っていくための活動を言います。

<まちづくり推進地区の指定・公表>

町民みなさんの力を活用してまちづくりを推進し、まちづくり方針の策定が必要な地区を、町が推進地区として指定します。また、推進地区を指定したときは、その内容を公表します。

<まちづくり推進団体>

一定の要件を備えた団体を推進団体として町が登録します。

【まちづくり推進団体の要件】

- ① まちづくり推進地区その他一定の地区を対象として、自主的なまちづくりを行うことを目的とした団体又は個人
- ② その活動が、地区内に住所を有する20歳以上の町民（居住権）、土地・建物の所有者（財産権）、事業所などの経営者（営業権）の3分の2以上の同意を得ていること。

<まちづくり協定の締結・公表>

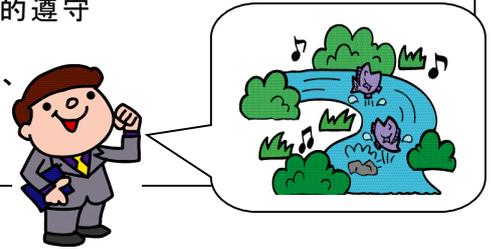
区域を定めて町と推進団体が協定を締結し、その内容を公表します。締結された協定は、遵守義務が生じます。

【協定の内容例】

- ① 建物の用途、業種、高さなどの制限
- ② 塀や柵などの構造の制限
- ③ 建物を地域にふさわしいデザインにしたり、周辺環境に配慮した町並みの景観形成や美観の向上
- ④ 市街化調整区域内における廃材置場や野焼き行為など周辺の環境に悪影響をもたらす土地利用の制限
- ⑤ 路上駐車禁止、自動販売機やプリンターの路上はみ出し禁止、ペットのフンの後始末、ごみ出しルールなどの正しい生活マナーの自主的遵守

<まちづくり支援>

推進団体に対して、町がまちづくりの専門家の派遣など、必要な支援を行います。



⑦ 町民参加推進会議の設置

この条例に基づいて住民参加による町政運営が適切に行われているかを把握し、検証するために、町民参加推進会議を設置しています。この推進会議は、いわば監視機関としての役割を果たすもので、住民参加に関する施策が常に時代に即した内容であり続けるために、検証結果に基づいて制度の見直しも検討します。また、制度の見直しが必要な場合は、町にその旨を提言するとともに、検証結果を町民みなさんに公表します。

<委員>10人以内 <任期>2年（再任は1回に限定）

⑧ 情報公開制度・個人情報保護制度の推進や行政評価制度の導入

- 住民参加による開かれた町政を実現するため、町の保有する情報を積極的に公開し、分かりやすく提供するよう努めます。また、情報公開と表裏一体の関係にある個人情報の保護には最大限の配慮をします。
- 効果的で効率的な町政運営を確保するため、町が実施する事務事業を自ら点検・評価し、評価の結果を町民みなさんに公表するとともに、改善すべき点は今後の町政に反映させる「行政評価制度」を実施しています。



お問い合わせ：愛川町役場総務部行政推進課 電話 046 (285) 2111 (代表) へ